

【特集】リプロダクティブ・ライツ再考 (2) : マタニティの再概念化 : 産まない 女と女以外の妊娠する者のために : ジュ ディス・バトラーがリプロダクションについ て語るとき

IGARASHI, Mai / 五十嵐, 舞

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

785

(開始ページ / Start Page)

17

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

2024-03-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030596>

産まない女と女以外の妊娠する者のために

——ジュディス・バトラーがリプロダクションについて語るとき

五十嵐 舞

- 1 バトラーとリプロダクション
- 2 生殖としてのリプロダクションを語ることの忌避
- 3 リプロダクションに関する諸事象
- 4 ドブス判決後
- 5 「エトセトラ」とリプロダクション

1 バトラーとリプロダクション

ジュディス・バトラーとリプロダクションと聞いたときに、多くの人にとって最初に思い浮かぶのは、規範の再生産としてのリプロダクションだろう。どれくらいの人が、生殖としてのリプロダクションを思い浮かべるだろうか。実際、セックスやジェンダーや性的差異について語る際に、バトラーは妊娠や出産といった再生産を無視しているのではないかという指摘がしばしばされてきた。たしかにバトラーは性的差異について論じる際に、生殖についてほとんど語らない。しかし、本稿の議論を先取りすれば、語らないことそれ自体がバトラーの戦略である。そして、他の主題と比べると必ずしも中心的な話題となっていないかもしれないが、中絶や生殖補助医療や子の養育について、親族関係に関する規範やプレカリティの議論、あるいはインタビューで問われた際に語ってきた。さらに、アメリカで中絶の権利を保障していたロー対ウェイド判決が2022年6月に覆されたことを受けて、中絶の権利について複数のインタビューで語ることとなる。本稿は、こうした生殖としてのリプロダクションにまつわる事柄に関するバトラーの思想の体系を描くことを目的とする。トランスジェンダーに対するバックラッシュの中で、生殖と結びつけて性的差異を所与であり普遍的なものとする言説は今日の日本でも日々増殖している。本稿は、そうした言説は何を意味するのか、そうした言説といかに距離をとりうるか、あるいは、そうした言説に巻き込まれずにいかに生殖について語ることが可能かに関する手掛かりとなる。手順としては、まず、バトラーが性的差異を論じる際に再生産に言及しないことの意義を確認する。続いて、バトラーの議論における中絶や生殖補助医療、子の養育に関する議論の変遷を整理する。その後、2022年6月のドブス判決を踏まえたインタビューにおける再生産の議論の論点を提示する。それらを踏まえて、

バトラーが生殖としてのリプロダクションについて語る際の姿勢とその意義を検討する。

2 生殖としてのリプロダクションを語ることの忌避

『ジェンダー・トラブル』(*Gender Trouble*, 1990)や『問題=物質となる身体』(*Bodies That Matter*, 1993)で、ジェンダーの構築性に対して自明のものと考えられてきたセックスの構築性を論じたバトラーに対して、それは身体を無視しているのではないかという批判がされるとき、「妊娠」が持ち出される。例えば、『ジェンダー・トラブル』と『問題=物質となる身体』と『触発する言葉』(*Excitable Speech*, 1997)と『権力の心的な生』(*The Psychic Life of Power*, 1997)の書評である「パロディの教授」("The Professor of Parody", 1999)でマーサ・ヌスバウムは、バトラーの生物学的な生の区分も社会的構築であるという主張を批判する際に、妊娠期と授乳期の女性の栄養に関する特別な需要がフェミニストの重要な話題であったことを挙げる(Nussbaum 1999)。他にも、身体史の立場から『ジェンダー・トラブル』におけるセックスの構築性を批判してバーバラ・ドゥーデンは、バトラーを「自分をポスト子宮時代の構成物と考えており、この身体なき主観性の経験世界を独占するためにディスクール分析を行っている」と評する(ドゥーデン 2001: 47)。バトラーの議論の中の女性たちは、現代医学で妊娠が医療技術の管理下に置かれ、女性の身体が「産む主体」という意味を失い、胎児のための環境となる時代の(北川 2001: 60)、「脱身体化された女性」であるという批判である(ドゥーデン 2001: 47)。

このような批判が寄せられることを背景に、「パフォーマンスとしてのジェンダー」("Gender as Performance", 1994)で、バトラーはインタビュアーのピーター・オズボーンとリン・シーガルから、「妊娠する可能性をもった女の肉体」と「子供を産むように作られていない」男の肉体を例に、肉体の生物学的な束縛について十分に論じてこなかったのではないかと、何も話さないということはその限界をバトラー自身が認めていると人は考えるのではないかと、そうした批判に対してどのように応答するのか問われる(Butler et al. 1994=1996: 51)。それに対して、バトラーは、そうした問いが実際に問いかけているのは、「肉体が妊娠の可能性によってどの程度定義されるものなのか、肉体はなぜ妊娠によって定義されるのかということ」だと指摘し(Butler et al. 1994=1996: 51)、次のように答える。

そこで、女の肉体は、一般的には、妊娠の可能性をもつものだと理解されているようですが、その点で揺るがしがたい事実として存在していることは、妊娠できない年齢の女、幼児や子供や年配の女がいるということ、またあらゆる年代で妊娠できない女がいるということ、またたとえ理論的にはできる体であっても、妊娠が、女の肉体の顕著な特徴や、女であることの顕著な特徴にさえ、かならずしもならないということなのです。妊娠に関する質問がしようとしていることは、再生産の問題系を、肉体を性的存在にするときの中心的な事柄にするということです。けれども、再生産が、肉体を性的存在にするときの絶対的に自明で第一義の事柄だ、そうあるべきだという確信を、私はもっていません。もしもそうだとするのなら、それは規範の押しつけであって、生物学的な束縛という中立的な事柄などではないのです。

私はある種の生物学的な差異を否定するつもりはありません。けれども私がつねに問いかけていることは、どんな条件のもとに、どんな言説上の条件、あるいはどんな制度上の条件のもとに、ある種

の生物学的な差異が（そしてこの世には変異した肉体もあるので、かならずしも生物学的な差異も必要ではないのですが）、性の顕著な特徴になりえるかということです。この意味で、モニック・ウィテックが提示した主張——政治的カテゴリーとして「セックス」を批判すること——に、私は今もって共感を覚えています。私がいまだにはっきりと信じていることは、セックスのカテゴリーを批判することが可能だということ、セックスがいかに強制的な再生産という無言の制度によって束縛されてきたかを見ることができるということです。（Butler et al. 1994=1996 : 51-52）

バトラーは、私たちがセックスについて語る際に妊娠の可能性に焦点をあててはいけないという考え自体が、ある種の規範の押し付けであると指摘する。妊娠する可能性が「性の顕著な特徴」とされること自体が、「強制的な再生産」という制度によって束縛されているのである。妊娠する可能性の有無を「生物学的な差異ではないのか」といった類の質問において実際に問いかけられていることは、「再生産という社会制度」が自明か否か問うことを意味する（Butler et al. 1994=1996 : 51-52）。

こうしたバトラーの言明からは、再生産についてほとんど主題として論じないバトラーの姿勢自体にある種の政治的な態度として理解できる。セックスが言説に働く束縛について話すべきではないか、と問われたバトラーが、「ええ、でもそのことについては、他の人が皆、話しているではありませんか。それについては、そこらじゅうあちこちで話されていますよ」と答え、ある種の生物学的な差異を否定するつもりはないと語るように（Butler et al. 1994=1996 : 51）、バトラーも肉体に係る束縛をある程度認識してはいる。そのうえで、セックスと妊娠を切り離し、あたかも肉体の束縛を認めていないかのようにふるまうことで誘発する「怒りの反応」を、戦術的に再生産するのである（Butler et al. 1994=1996 : 51）。

このようなバトラーの態度は、『問題＝物質となる身体』の日本語版に寄せられた、2014年に書かれた序文でも変わらない。「日本語版への序文」でバトラーは以下のように語る。

あらゆる^{セックス}性化された身体が生殖可能なわけではありません。つまり、ある人々はまだ生殖が可能な年齢ではなく、別の人々は生殖が可能な年齢を過ぎており、また別の人々は生殖がまったく不可能であり、また別の人々は生殖を希望せず生殖なしに人生を過ごしてきた、ということです。生殖せよという命令に対する身体化された立場の多様性を考えれば、性化された身体を生殖の諸関係の外部で考えることは必要であり、倫理的義務でさえある、と主張することができるでしょうか。結局のところ、性的再生産 [=セックスによる生殖] は、身体のセクシュアリティを組織し理解する方法ではありません。もし生殖が、性化された身体 of 可能な構成要素を可能な生殖機能に照らして定義することで、性化された身体について私たちが考える唯一の方法になるとすれば、そのとき、生殖にいかなる関連も持たない性生活の可能性を除外することになってしまいます。（バトラー 2021 : viii-ix）

ここでもバトラーは、すべての身体が生殖可能なわけではないことや、生殖可能であるのは人生における限定された期間に過ぎないこと、そしてすべての人が生殖に関わって生きるわけではないと指摘することを通じて、性的再生産は一つの理解の方法に過ぎず、むしろ生殖によってのみセックスを定義づけることで議論の俎上に上がらない身体や生の存在を指摘する。

したがって、生殖を無視しているのではないかと批判されるが、バトラーに言わせてみれば、そ

うした批判自体が、セックスと生殖の結びつきを強固にするものであり、その結びつきをほどくために、バトラーは意図的に、生殖についての言及を避けているのである。セックスやジェンダーを語る時に生殖について語らないことが、『ジェンダー・トラブル』以来のバトラーの一つの戦略だ。

3 リプロダクションに関する諸事象

セックスと生殖を切り離すことを意図して、生殖について言及しないバトラーは、しかし、2022年のドップス判決より前にも、リプロダクションに関する事象について、いくつかの次元で語る。主題として話すのは、ゲイやレズビアンを親として承認しないような子の養育を異性愛規範と結びつける言説の批判である。その他には、スペインやフランスでの生殖補助医療をめぐる議論の高まりを踏まえたインタビューに答えるかたちで生殖補助医療について、また、プレカリティの議論が意図しない方向へと使われることを危惧して、中絶について語る。

(1) 子の養育／養子縁組

バトラーは、『ジェンダーをほどく』(*Undoing Gender*, 2004)の「親族関係はつねにすでに異性愛か?」("Is Kinship Always Already Heterosexual?")で、当時のアメリカの同性婚に関する議論や、フランスのPACS制度に関連して、ゲイやレズビアンが子どもを養育することに言及する。バトラーの議論の主眼は、当時のアメリカの同性婚に反対する声や、フランスで同性の親が養子を迎えることをPACSが保障しない背景にある親族関係に関する言説に反論することである。アメリカで同性婚に反対する人々は、セクシュアリティは生殖関係のために組織される必要があり、生殖と家族形態とその法的地位が相互に影響し合うための支点として結婚はあり続けるべきだと考え(Butler 2004: 102)、同性婚を不自然なものとしてみなし、反対する(Butler 2004: 113)。他方フランスでは、PACSの制定によって結婚を回避し法的な結びつきを確保しようとしたときに、生殖と養子縁組に関する問題が生じた(Butler 2004: 112)。PACSの法案の成立は、非異性愛カップルが子どもを養子にしたり生殖技術を利用したりする権利を禁止することが決め手となった(Butler 2004: 112)。この同性カップルの生殖技術と養子縁組の問題視は、フランス独自の文化の再生産の問題と連動している(Butler 2004: 112)。ゲイの養子縁組の権利を否定するシルヴィアンヌ・アガサンスキーは、国家が異性愛の結婚を認めるのは、それが自然であるからや自然法に則ってということではなく、「象徴界の秩序」と呼ばれるものによって制約されと考えている(Butler 2004: 112)。文化そのものが、男女が子どもを産み、子どもが象徴界の秩序へのイニシエーションのために、父と母という二重の参照点を持つことを要求している(Butler 2004: 118)。したがって、反駁できない生物学的なものである性的差異が、文化の領域において生殖の基盤として重要性を持つという意味において、ゲイの養子縁組は不自然で、文化を脅かすものとなる(Butler 2004: 118)。このようなアガサンスキーの主張は、正統な性的関係は異性愛と国家によって承認された形態をとり、そのモデルに合致しない性的なつながりを非現実化しようとする人々と一致するとバトラーは指摘する(Butler 2004: 114)。この非現実化のもとでは、子どもと引き離された際に、生物学上の親ではない親は、法廷で生物学上の親の親族に対抗する主張をできず、親権や面会

権を失う恐れがある（Butler 2004：114）。こうした非現実化に対して、一方で、同性婚の要求のように国家による承認を求める動きがあるが、結局のところそれは、国家権力を支えることにつながりかねない（Butler 2004：114-15）。代わりにバトラーは、親族関係に関する物語が社会的実践によって書き換えられることに可能性を見る（Butler 2004：128-30）。

したがって、ここでのバトラーのリプロダクションに関する議論は、生殖を前提として異性愛関係に特権を与えるような親族関係に関する理解の解体を目指すものである。それは、異性愛の関係性以外のもとでも子を養育することはできるという主張であり、再生産する主体を異性愛者以外の者へと拓くものである⁽¹⁾。

（2）生殖補助医療

上記のような『ジェンダーをほどく』におけるゲイやレズビアン⁽²⁾の親による子どもの養子縁組の議論の前提には、生殖にはたしかに精子と卵子が必要ではあるが、性的差異を本質的なものとみなす必要はないという発想のもと（Butler 2004：10）、精子と卵子が「親」と呼ばれる人物に付属していない場合や、あるいはその「親」が異性愛者や生殖を行う人ではない場合にも存在することが可能であるような心的な地形学を求める意図がある（Butler 2004：14）。この精子と卵子が必ずしも「親」を構成するわけではないような状況の想定として、一夜限りの相手との妊娠やレイプによる妊娠、孤児院での養育、とともにバトラーが挙げるのが、精子ドナーによる妊娠である（Butler 2004：10, 128）。ただし、『ジェンダーをほどく』でのバトラーの議論において、こうした医療技術を使うことは子を養育することと同義に使われるため、技術そのものに関する倫理などが論じられることはない。

より具体的な生殖補助医療の利用についてバトラーが語るのは、代理出産に関しては、2018年に『ドルサル』（*Dorsal : Revista de Estudios Foucaultianos*）誌に掲載されたインタビューと、2022年に『エル・pais』（*EL País*）誌上に掲載されたインタビューにおいてである。『ドルサル』誌のインタビューアーに、スペインで広がる代理出産に関するフェミニズム運動の論争に関連して、「代理出産は女性のセクシュアリティをコントロールする手段であるので、いかなる場合も[合法化する]規定がつけられるべきではない」という主張と、それに対する、そのような主張は、低収入の女性たちの意思決定能力を否定するという主張があるが、どのように考えるかと聞かれた際に（Butler et al. 2018：115）、バトラーは次のように答える。

(1) したがって、例えば、リー・エーデルマンが、ラディカルな政治までもが〈子ども〉の形象に未来を託し、再生産を肯定することを批判するのに対して（エーデルマン 2019）、バトラーは、再生産自体は批判しない。また、『ジェンダーをほどく』で、親族関係に関する精神分析の理解が「復活」する背景として、1999年から2000年にかけてのヨーロッパにおける移民流入の存在を既に指摘していたバトラーは（Butler 2004：121-22）、『戦争の枠組』で、再び親族関係に関する秩序をヨーロッパの移民排斥の言説と接続する。その中で、フランスで異性カップル以外の親が子を養育する権利が認められないことに関して危惧されるような親子の切り離しが、「世俗」主義の言説のもとで移民の親子に対して実際に行われるという指摘はあるが（Butler 2009=2012：149）、バトラーの議論の主眼は、欧米諸国でムスリムの排斥にゲイやレズビアンの権利に関する言説が利用される構造を暴くことにあり、紙幅の都合上本稿では立ち入らない。

私は確固とした見解は持っていません。私の考えでは、他人を傷つけない限り、女性は自分の身体を使ってどのようにするか決める権利があります。代理出産に反対する多くの人々は、家族や異性愛の再生産、生物学的な絆に関するロマンティックな考えといった伝統的な観念に基づいており、それは他の親族関係の絆、特に養子縁組を低く評価する傾向があります。ですから、私たちは、他の女性が自分の身体をどのように使うか、お金をどのように稼ぐか、サービスをどのように与えるかについて選択することに対して人々が反対する理由を検討する必要があります。私たちは精子ドナーについても同様に反対するのでしょうか。彼らもサービスを提供しているのに。一般的に、女性の選択を無視し、彼女たちを構造的に無力な位置に留め置こうとするような考えに私は疑いを持っています。それらは有益ではないと思われるのです。(Butler et al. 2018 : 115)

引用のように、代理出産についてバトラーは明確な意見を持っているわけではない。バトラーの主張のポイントは、代理出産に反対する立場が維持しようとしている親族関係に関する規範への注意と、自身の身体や職業選択に関する意思決定主体としての女性の尊重である。このバトラーの主張自体は、代理出産に関するフェミニズム上の議論を踏まえても特異なものでも新しいものでもない。例えば、フェミニズム内の代理出産の容認派の論拠として、「女には自由な行為主体として代理出産契約を結ぶ権利があり、契約履行の義務がある」という考えと、「代理出産は女のからだや子どもの売買ではなく、生殖サービスという労働の提供であり、商業的代理出産の禁止は、労働への正当な報酬を得る権利の否定になる」という考えを、荻野美穂は挙げる（荻野 2014 : 229）。バトラーの代理出産に関する語りは、このような容認派の主張と重なる。また、女性の主体性と職業選択の自由という視点は、フェミニズムとセックスワークに関する議論と重なるところがある。実際、上記のインタビューでは、質問者が、代理出産に関する女性の搾取か選択かという議論は、「売買春は、実際のところ [女性の] 意思決定か、あるいはそうではないかという論争を想起させる」と質問において言及する (Butler et al. 2018 : 115)。そして、身体の自己決定権や職業選択に関する意思決定の主体に目を向ける論において、代理出産と精子ドナーは共に自己決定権の問題として並置される。

『エル・パイス』誌上のインタビューでのバトラーの主張も論旨は上記と同様のものである。「代理母出産について、どう考えていますか？」に対して、バトラーは以下のように応答する (Pérez-Lanzac 2022=2022)。

フランスには、代理出産に反対している女性たちがいることは知っています。彼女たちは、「女性の身体は貸し与えられるべきではない、それは資本主義からの侵略である」と考えているのです。理解はできます。

でも生計を立てるにはさまざまな方法があり、代理出産はその一つだと私は思います。もう一つの方法は売春です。それは、最良の選択肢ではないかもしれませんが、でも、ある人たちにとっては、きっと最良の選択なのです。(Pérez-Lanzac 2022=2022)

このように、バトラーは、代理出産がビジネス化される中で、女性の身体が商品化されることに対する懸念に対して一定の理解を示すものの、立場としては、代理出産を選択する女性を職業選択する主体として尊重する立場にある。こうしたバトラーの応答に対して、インタビュアーはさら

に、「それは不平等の源だと思いませんか？ 裕福な女性たちが貧しい女性たちと契約を交わすというのは」と投げかけるのに対して、「搾取の源だということですか？ この問題について、私は充分に考えてこなかったかもしれません」と答える（Pérez-Lanzac 2022=2022）。

基本的にこれらのインタビュー上での短い応答でのみ言及される代理出産に関するバトラーの姿勢は、バトラー自身が認めるように理論的に深められたものではない。したがって、『ジェンダーをほどく』以来のバトラーの生殖補助医療についての関心は、あくまでもゲイやレズビアンの子縁組を構成するものである。こうしたバトラーの生殖補助医療に関する議論は、生殖によって下支えされた親族関係の特権性を解体するという意味において、前項と同様に生殖とセクシュアリティの切り離しの実践を構成するものと理解できるだろう。

（3） 中絶

『ジェンダーをほどく』で、障害者運動やインターセックスの運動による生の価値に関する要求が、図らずも生の価値を根拠に女性の中絶の権利を制限しようとする右派の言説と重なってしまうことを指摘しつつ、そこで考えるべきは、胚としての生ではなく、女性の生の生存可能性についてであると主張するバトラーは（Butler 2004：12）、『戦争の枠組』（*Frames of War*, 2009）の悲嘆をもたらす生とそうではない生に関する議論において再び中絶と胎児について論じる。『戦争の枠組』の「あやうい生、悲嘆をもたらす生」（“Introduction: Precarious Life, Grievable Life”）でバトラーは、生に関する承認可能性の規範について論争があるということの具体例として胎児に言及する。その論争とは、例えば、胎児は「ひとつの生としてみなされるべきか、それとも一人の人間の生としてみなされるべきなのか」という問いや、受胎に関する、「何をもって生ある有機体の最初の瞬間と考えるのか」という問いに関するものである（Butler 2009=2012：16）。それらの論争において、私たちは「性と生殖に関する自由の拡大に賛成する人々を「プロ・チョイス」、それに反対する人々を「プロ・ライフ」と考えることに慣れてしまっている」（Butler 2009=2012：27）。バトラーは、この名称において「生」について考えるのは「プロ・ライフ」派ということになっている状況に対して、「生」に関する思想を左派へと取り戻し、あやうい生というこの枠組を使って、性と生殖をめぐる自由に関して強力なフェミニスト的主張を維持する方法」を考える（Butler 2009=2012：27）。

「プロ・ライフ」派は、胎児を「失われても嘆かれることのない、しかし悲嘆可能であるべき生なのだから、妊娠中絶権利の支持者によれば生として承認されないような生なのだから」という主張をするが、「このような議論はしばしば存在論的な問いへと傾き、胎児」や胚の「生きているという状態と、「人格」のそれとの間に、有意な違いがあるのだろうか」と問う（Butler 2009=2012：27）。しかし、このような、どの時点から胎児をひとつの人格と呼ぶのかといった「人格性」という道徳的概念に訴え、「危害と破壊から保護される資格をもった権利の主体」としての人格の点から考えることは、それが、「個人の特定の道徳的な地位や能力の内的発達が想定され、主にそれを基準として人格が見積もられる」点で妥当ではないとバトラーは指摘する（Butler 2009=2012：30-31）。そうした個体主義の形態ではなく、「一定のかたちに定まることなく生を支える」広範な「社会的な諸条件なくして生はありえ」ないといった理解のもと、「生きつづけ栄えるための社会的

条件が可能であるのか、そうでないか」という点から問題設定をすることが重要である（Butler 2009=2012：31）。すなわち、「生きようとする内的な欲動だけに依拠するのではな」く、「あらゆる欲動はその外部にあるものによって支えられ、後押しされる必要がある」という点から、「胚や胎児、幹細胞や任意の精子をどうするのかを「決める」」ことについても検討すべきである（Butler 2009=2012：32）。それによって、「胎児を中絶するという決定の根拠を、その生を生きるものにするために必要な社会的、経済的なサポートが欠けているという洞察にもとめることも」できると主張する（Butler 2009=2012：33）。このように、バトラーは、生としての承認可能性の議論がプロ・ライフ派の主張へと横滑りしかねない状況を前に、生が生きながらえるのに必要な社会的諸条件の議論へもっていくことで、「決定」を正当化する。

以上のように、ドップス判決以前のバトラーにとって中絶は、プレカリティの議論が、誤った方向で理解され、利用されうる可能性の文脈における事象であった。この姿勢に対する理解の方法はいくつかあるだろうが、中絶を禁止することが、妊娠する主体の性的自律性を奪い、望まない出産を強制するものであることを踏まえれば、中絶をめぐるバトラーの姿勢というのも、肉体の生殖機能と実際の生殖を切り離すことを可能にするような議論と理解できるだろう。

4 ドップス判決後

上述のように、妊娠の可能性を女のセックスと結びつけることに挑戦してきたバトラーにとって、語らないことは一つの戦術であったが、アメリカで中絶の権利を個人の基本的な権利として定めた1973年のロー対ウェイド判決を覆すドップス対ジャクソン・ウィメンズ・ヘルス・オーガナイゼーション判決が2022年6月24日に出て以降中絶の権利が保障されなくなったことに関連して、妊娠や中絶について積極的な語りが求められることとなる。ドップス判決の結果、合衆国憲法は、妊娠を継続するかどうか妊娠した人が決める権利を保護しなくなる（イケモト2023：13）。本節では、同判決以降のバトラーによる妊娠や中絶をめぐる語りを整理する。

ドップス判決に関するバトラーの話題の方向性は、合衆国憲法が保障する女性や性的マイノリティや人種的マイノリティの他の諸権利に関する影響と、トランスジェンダーが適切な医療を受ける権利と、シスジェンダー女性とトランスジェンダーの連帯との接続についてである。

（1）マイノリティの他の権利への影響

まず、合衆国憲法が保障する他の権利への影響については、最高裁判事のクラレンス・トーマスの「グリスウォルド、ローレンス、オーバーグフェルを含む、すべての最高裁の実体的デュー・プロセスを再考すべきだ」という法廷での発言から来るものである（Butler 2022）。ここでトーマスが挙げた判決とは、それぞれ、避妊具の使用や避妊に関する助言を与えることを犯罪とする州法を違憲とした判決（グリスウォルド対コネチカット州判決）、ソドミー行為を禁止する州法を違憲とした判決（ローレンス対テキサス州判決）、同性婚の権利を支持した判決（オーバーグフェル対ホッジス判決）である（Butler 2022）。ドップス判決は、胎児に対する「国家の利益」を拡大強化し、妊娠する人が選択や（幸福を潜在的に害する可能性を含む）身体の完全性（bodily integrity）

を理由に中絶を行う権利を無効化するものであり、セクシュアリティや自由やヘルスケアに関する女性の権利に対する国家の権力が、恐ろしくグロテスクなものとなる（Butler 2022）。ソドミーや中絶や避妊は、憲法に記載されてはいないが、まさしく個人的で私的で個人の自由に関わるものであるとして、保護されるべき活動とされてきたことに対して、判事のサミュエル・アリトとトーマスが憲法に「中絶」という語がないと主張する（Butler 2022）。バトラーは、このようなアリトとトーマスの主張とは、現在の歴史的形態において憲法が予見しなかった、あるいは予見できなかった具体的な社会問題に対する抽象的権利の適用を拒絶するものであると指摘する（Butler 2022）。平等や自由や正義の権利は、具体的な歴史的状況において実行されるまでは抽象的な権利のままであり、これらの権利は、時間の経過とともに新しい社会的現実に応答し裁定される（Butler 2022）。私たちの自由に対する考えは時代とともに変化するものであり、歴史的な課題に応答する中で、自由を再考し再構築する責任が裁判所にはある（Butler 2022）。しかし、ドブス判決が示すのは、生殖に関する決定において、女性が持ちうるあらゆる主張よりも国家の利益が優先されるというアメリカで最も強力な司法手段である最高裁の主張である（Butler 2022）。中絶に関するこうした主張が、セクシュアリティやジェンダーや親密な関係性や生殖の自由に関する新しい社会的状況から新しい権利が生まれると推定する多くの判決に使われ、新しい自由（と平等）に関する歴史的形成的概念そのものが標的とされ、連邦法の力によって裏打ちされた家父長制の回復を求める法的枠組みが出現することに、バトラーは警鐘を鳴らす（Butler 2022）。

ジェンダーやセクシュアリティに関する他の過去の判決が覆されることの他にバトラーが危惧することの一つは、中絶を求める女性を虐待者や殺人者として中傷することがフロリダやテキサスやオクラホマといった州における性教育への攻撃と呼応していることである（Butler 2022）。例えば、保守強硬派のフロリダ州知事のロン・デサンティスは、ジェンダーや性のアイデンティティについて公立学校で話すことを制限する、通称「ゲイと言ってはいけない」法案（“Don't Say Gay” bill）に署名した（Lempinen 2022）。こうした州では、ジェンダーやセクシュアリティといったトピックを教える教師は、虐待や洗脳していると訴えられ、自らのトランスの子どもたちへのヘルスケアを求める親は、児童虐待として政府当局に通報される（Butler 2022）。ゲイやレズビアンの子について学ぶことで子どもが直ちにゲイやレズビアンになると恐れる議会は、教師を洗脳する者、子どもを騙される者と思い込んでおり、彼らは心や望む生活や想像力を閉ざし、検閲の道を追求することで、私たちが何を考えどのように生きるかに関する国家統制を強める（Lempinen 2022）。このように、より偉大な社会的自由と平等のために働く女性やトランスや、LGBTQIA+、教育者、研究者、政策立案者、議員に属する基本的な自由を消し去ることを通して「国家の利益」が増大することをバトラーは危惧する（Butler 2022）。

（2） トランスジェンダーとヘルスケア

バトラーが中絶について語る際に特にトランスジェンダーのヘルスケアの権利に目を向けるのには、いくつかの背景がある。一つは、先に挙げたように、ドブス判決の性的マイノリティの諸権利に関する波及である。中絶やLGBTQIA+の権利といったジェンダーに関わる事柄は、国際的なバックラッシュを引き起こしており、アメリカでは、「家父長的権威や家父長的家族の復興のため

の右翼の取り組み」を反映している (Lempinen 2022)。パチカン同様、こうした勢力の多くは、神は男性と女性とその夫婦関係を結婚において確立したと理解しており、であるからこそ、結婚は男女間のものであるべきだと考えている (Lempinen 2022)。神の意思は、第一次性徴の識別に基づいて出生時にセックスを割り当てる医療的・法的権利と一致しており、したがって、セックスの割り当ては神の意思の表れであり、性別の再割り当ては、悪魔的な行動と理解される (Lempinen 2022)。彼らにとって、出生時に割り当てられたセックスは人生において生きられるセックスとして維持される必要は必ずしもないという発想は、「ジェンダー・イデオロギー」の「悪魔的な」所業という位置づけになる (Lempinen 2022)。

実際、中絶の権利を制限する政策を進めるトランプは、トランスジェンダーの権利も制限する。トランプは、レーガン大統領時代の「メキシコシティ・ポリシー」という中絶の手助けをしたり中絶の権利を擁護する海外の組織に連邦資金を提供することを禁じる指針を 2017 年に復活させたり、中絶の権利に敵対する最高裁判事を任命したりした (フェイ 2022: 113)。同時に、トランスジェンダーが軍隊に入隊できないようにし、オバマ時代に制度化された、学校にいるトランスの子どもたちのための連邦の保護を覆した (フェイ 2022: 113)。そのような動きは州レベルでも起きている。ドブス判決後、同判決に誘発され、多くの州で性的な親密さやジェンダー役割を規制するような法が制定されてきた (イケモト 2023: 20)。その一環として、トランスジェンダーがジェンダー・アフターミング・ケア⁽²⁾ にアクセスすることを規制する法律が、州議会によって制定された (イケモト 2023: 20)。

トランスのヘルスケアに対するパトラーの危惧のもう一つの背景は、フェミニズム内のトランスジェンダー排除の加速である。2020 年のインタビューでも話題にあがった (Ferber 2020)、2020 年 6 月の J.K. ローリングのトランス排除的な言説の発端は、『デヴェックス』(*Devex*) 誌上の「月経のある人のために COVID-19 後にこれまでよりも平等な世界を作る」(“Opinion: Creating a More Equal Post-COVID-19 World for People Who Menstruate”)と題された、貧困等で生理用品を入手できなかったり、コロナによって月経に関する教育が行き届かなかったりする問題や、生理の社会的なスティグマなどを論じる記事に関するツイートだった。記事中で「月経のある人」(people who menstruate) というジェンダー包括的な語が用いられるのに対して、ローリングは、「月経のある人? そうした人々を指す言葉が以前はあったはずなんだけれど。誰か思い出すのを助けて。ウンベンだっけ? ウィンブンド? ウーマド?」と Twitter 上に投稿した⁽³⁾。この投稿でローリングが意図するところは、「月経のある人」は「女性」であるのだから、「女性」という語を使うべきだという趣旨の主張である。ローリングのような考えは、月経のないトランス女性を女性として認めず、同時に月経のあるトランス男性やノンバイナリーを女性であるとミスジェンダリ

(2) 性自認を支持し肯定するための社会的、心理学的、行動療法的、(ホルモン療法や外科手術を含む) 医療的な介入のこと (WHO ウェブサイト “Gender Incongruence and Transgender Health in ICD”, <https://www.who.int/standards/classifications/frequently-asked-questions/gender-incongruence-and-transgender-health-in-the-icd>. (2023 年 12 月 7 日閲覧))。

(3) J.K. Rowling (@jk_rowling) “‘People who menstruate.’ I’m sure there used to be a word for those people. Someone help me out. Wumben? Wimpund? Woomud?” *Twitter*, Jun 7, 2020, 6:35 a.m., https://twitter.com/jk_rowling/status/1269382518362509313. (2023 年 12 月 6 日閲覧)

ングする。

このローリングの事例に見られるような、妊娠や出産について語る際に、「女性たち」(women)や「女性」(woman)ではなく、より幅広い経験に適用するために、「妊娠中の人」(pregnant people)や「出産する人」(birthing person)といったジェンダー包括的な語を使うことに対するフェミニストの間の懸念や危惧や反発が起こることについてどのように考えるかと、ロクサーヌ・ゲイとともに応じたミーナ・キムによるインタビューでバトラーは質問される (Whitney and Kim 2022)。ゲイは、「妊娠中の人」と表現することを女性たちにとって包摂ではなくある種の「消去」であるように想定することは、トランス男性もノンバイナリーも実際の人間であることを忘れた「想像力の極めて大きな欠如を暴露している」と指摘する (Whitney and Kim 2022)。また、そうしたゲイの語りを受けてキムからの、「リプロダクティブ・ライツについて議論するときに、ジェンダー包括的な言葉やトランス女性やトランス男性を包摂して話すことはほとんど女性たちを犠牲にしているように感じる。まるで権利はゼロサムゲームのようだ」という問いかけに (Whitney and Kim 2022)、バトラーは引用のように答える。

長い間、女性というカテゴリーはリプロダクティブ・ライツに立脚すると推定されてきたときに、再生産をして、ヘルスケアや支援を必要とし、中絶の権利を必要としている女性以外の人々がいることに気がつきました——それは性別適合手術を行ったり、あるいは日常生活の中で自身に性別の再割り当てを行った人々です。カテゴリーを追加すればよいだけです。私は「女性と妊娠する人」(“women and pregnant people”)と言っています。

同性婚の権利に反対する人々に目を向けると、彼らは「しかし、婚姻制度は異性愛のものだ。同性婚なんて認められない。同性婚は婚姻の本質を侵すものだ」と言います。婚姻はある一定の形態をとってきましたが、それは歴史的なカテゴリーの一つでもあって、変容も適応も許容するものでもあります。ひょっとすると、妊娠についても同様のアナロジーとして考えることができるかもしれません。「女性と妊娠する人」。そのように言うことはそれほど難しくはないはずです。(Whitney and Kim 2022)

バトラーとロクサーヌ・ゲイは、妊娠や中絶が女性だけでなく、ノンバイナリーやトランスジェンダー男性にとっても問題であることを指摘する。そのうえで、「ゼロサムゲームではないか」という声に対してバトラーが提案するのが、「女性と妊娠する人」という言葉・概念だ。この「妊娠する人」や「女性と妊娠する人」という女性と女性以外の妊娠する人を並べた表現は、ジェンダー中立的な表現やジェンダー包括的な表現として使われてきた言葉である。異性同士でしか結婚できないという婚姻の形態が同性同士でも婚姻できるように変容したことになぞらえて、「女性と妊娠する人」という表現によって、妊娠についてもその概念——妊娠する主体として想定されるのが女性という理解や前提は変容しうのではないか、というのがバトラーの投げかけるところである。

このリプロダクションの主体として女性以外を想定することは、単なる呼び名の問題ではなく、制度を受ける主体としての承認の話となる。法律や社会政策が「女性」を表象することは、誰を女性とみなすかについての暗黙の決定を行うことであり、非常に多くの場合、女性とは何かに関する前提を作ることになる (Ferber 2020)。バトラーは、リプロダクティブ・ライツの領域でそれは顕著であると指摘する (Ferber 2020)。男性に十分な医療があり、女性にはそれが無いとしたら、女

性や妊娠している人は差別を受けていることになるが、実際にそれと似たようなことがトランスのヘルスケアに関して起こっている (Ferber 2022)。トランスではない人が必要な医療を受けられるのに対して、トランスが医療機関で差別を受けるといった差別がある (Ferber 2022)。であるからこそ、フェミニズムの目標を打ち出すにあたって、女性やあらゆるジェンダーについて定まった考えを持つ必要はないのではないかとバトラーは問う (Ferber 2020)。すなわち、中絶を含めヘルスケアの問題は平等の問題であり、平等の達成のためには、法律や社会制度における女性の記述を批判的に拡大する必要があること、そのために、中絶の権利をはじめリプロダクティブ・ライツのために闘うフェミニズムがそれに関わる権利主体として、トランスジェンダーやノンバイナリーを議論の俎上に挙げ、連帯することの必要性をバトラーは説いている。

考えてみてください。中絶の権利の否定がセックスに基づく差別であると言うとき、私たちは恐らく、それらの権利を否定する判断において、セックスが不公平で不当な役割を担っていると言っているのです。中絶の権利の否定がセックスを正しく理解することであるか否か決着をつける必要はありません——恐らくそうではありません。したがって、差別が起こるのは、セックスに基づいているわけではありません。差別は、不公平かつ差別的な方法でセックスに言及し、法的に重要な唯一の「セックス」は、差別的行為において具現化し、作動するものであるのです。

ですから、一部のフェミニストが「家父長制による女性への抑圧は生殖システムに深く根ざしている」と主張する場合、生殖システムが抑圧の原因であるかのように聞こえるかもしれません。それは混同された考え方で、間違っていますし、フェミニストの目的を前進させるものではありません。中絶が起こるべきかどうかは、生殖の社会的編成によって導かれるものです。国家は子宮に利害を持っていると主張し、子宮を実際にそれを持っている人ではなく、国家の領域とみなしています。私たちが反対しなければならないのは、まさに子宮をそのように図式化する反フェミニスト勢力です。そうでなければ、抑圧的なシステムがどのように生物学的な主張を自らの目的に捻じ曲げるのかを問うべきときに、抑圧的なシステムの存在を生物学に帰してしまうのです。(Ferber 2022)

引用のように、中絶の権利をセックスの問題に落とし込むことは不適切であり、したがって、フェミニズムにおいて、女性への抑圧を生殖システムの問題に落とし込むことは不適切で、そのように論立てること自体が、生殖に関する特定の社会的編成を前提としてしまうことを指摘する。そうであるからこそ、フェミニストはトランスと一緒に、同性婚を求める人々はバーやコミュニティスペースのために闘うクィアとトランスと一緒に手を組み、トランスやジェンダークィアの子どもを含むすべての女性や男性やノンバイナリーに関わるものとしてリプロダクティブ・ヘルスを考え、ジェンダーやセクシュアリティに関するハラスメントと暴力からの保護が必要だとバトラーは主張する (Butler 2022)。

以上からは、リプロダクションに関するバトラーの関心が、それ以前の産まない女性を女性として包摂するような女性概念を切り拓くことから、トランス男性やノンバイナリーといった女性以外の妊娠する者へと移ったように思えるかもしれない。しかし、こうした理解には一定の留保が必要だ。というのも、記事へと編集された際に省略されているが、ゲイとの対談でバトラーは産まない

女性に言及しているからだ⁽⁴⁾。「産まない女性は本当の女性ではない」と言われることに対して、産まないあるいは産めない女性を女性のカテゴリーに含めようと闘ってきたフェミニズムの歴史の存在や、産むには高齢だったり若すぎたりする女性がいることをバトラーは指摘する⁽⁵⁾。そのうえで、それらの産まない女性と同様に、出生時に割り当てられたセックスから離れて生きることが必要な人や、他のジェンダーで生きる人にも生殖能力があると述べることで両者を並置し、リプロダクティブ・ライツのために闘うのであれば、それらの人々の存在を理解し、包摂することが重要だと、バトラーは主張する⁽⁶⁾。このように、90年代からの女性概念の拡張としての関心と、女性以外の妊娠する者への関心は、生殖とセックスを切り離すということにおいてつながっている。

5 「エトセトラ」とリプロダクション

論じてきたように、バトラーは一貫してセックスと生殖を切り離そうとする。そのようなバトラーのセックスと生殖を切り離す姿勢を批判し、セックスと生殖を結びつけても必ずしも父系性や異性愛規範が強制されるわけではないことを論じる際に、リンダ・マーティン・アルコフは、「産めない女も、産むことを望まない女も、産めなかった女も、産むことを望めない女もいる」と述べる（Alcoff 2012: 19, 強調は引用者）。アルコフの語りにおいて産まない女は、「もいる」と説明を付け加えられる女となる。『ジェンダー・トラブル』で女性の概念を説明する際に、「等々^{エトセトラ}」と書かれる女たちの存在について、バトラーは引用のように語る。

肌の色やセクシュアリティや民族や階級や身体能力についての述部を作りあげようとするフェミニズムのアイデンティティ理論は、そのリストの最後を、いつも困ったように「等々^{エトセトラ}」という語で締めくくる。修飾語をこのように次から次へと追加することによって、これらの位置はある状況にある主体を完全に説明しようとするが、つねにそれは、完全なものにはならない。[中略] どのような政治の新しい動きが、このようなリストの最後^{エトセトラ}にしばしば登場する、苛立ったような「等々」から導き出されるのか。[中略] この無限の「等々」は、フェミニズムの政治の理論化に新しい出発点を提供してくれるものでもある。（Butler 1999=1999: 252）

フェミニズムのアイデンティティに関する議論が前提とする主体像から外れる存在はつねに存在する。そうした存在を感知しつつも論の主題としない、あるいはできないときに、末尾で「エトセトラ」と書くことでやりすごそうとする。バトラーは、こうしたつねに付き纏う「エトセトラ」として示された存在こそが、フェミニズムの新しい出発点となると指摘する。アルコフが「もいる」として記述する女たちは、「等々」に比べると名指された存在かもしれないが、しかし、議論の脇に置かれる様は、やはり「エトセトラ」に近い位置づけである。

(4) 以下のラジオ収録における発言より。“Judith Butler and Roxane Gay on Gender-Inclusive Language” *FORUM*, hosted by Mina Kim, KQED, Jul 26, 2022, <https://www.kqed.org/forum/2010101889927/judith-butler-and-roxane-gay-on-gender-inclusive-language>. (2023年12月25日視聴)

(5) 同上。

(6) 同上。

産まない女性「もいる」ことに言及しつつ、アルコフがそれでも生物学的な区分に意義を主張する根拠は、自らの身体において妊娠と出産と授乳といった生物学的な再生産をする可能性である(Alcoff 2012: 19)。女性は、将来、出産や授乳の能力を持つことが期待されている、あるいは過去に持っていたことが期待され、男性はそうした期待を持たれることなく生きている(Alcoff 2012: 19)。ここにおいて、女性とは、実際に妊娠可能かどうかとは別に、男性とは異なる生殖の可能性の中で生きてきた存在とされる(Alcoff 2012: 19)。こうした生物学的な再生産の可能性に対する男女の異なる関わり方は、子宮摘出後の女性や、出産を望まない女性や、出産の意志がない女性や、第二性徴のはじまっていない少女や、閉経後の女性にあっても維持されるとアルコフは主張する(Alcoff 2012: 19)。このアルコフのような考え方は、植民地主義と白人性に関連した反トランスのフェミニズムの言説と接近する。彼女たちは、女性を全世界的な「性別の階級」^{セックス・クラス}と考える(フェイ 2022: 331)。その階級は、女性の生物学を共有するすべての人々によって構成されるが故に、「シス男性やトランス女性など、もう一方の支配的な「性別の階級」^{セックス・クラス}に生まれた人々は決して近づくことができない特有の経験を共有している(フェイ 2022: 331)。したがって、女性はいくつかの理由で、同じ仕方で搾取を被っていると彼女たちは考える(フェイ 2022: 331)。しかし、歴史的に「女性」は必ずしも同じように妊娠することが期待されてきたわけではない。非白人の女性や障害のある女性たちは、強制的な不妊化手術に曝されてきた歴史があり(イケモト 2023: 5)、トランス女性は妊娠・出産・授乳する存在として期待を向けられてきてはいない。また、性別変更において不妊化要件がしばしば課されてきたことに明らかのように(フェイ 2022: 164-65; 周司, 高井 2023: 153-54, 163-65)、トランスジェンダーは再生産の主体として期待されてこなかった。したがって、上述のようなアルコフの主張は、極めて限定された女性しか想定していないという点で問題含みである。と同時に、別の問題も抱えているように思われる。

第2節で引用した「パフォーマンスとしてのジェンダー」での、セックスと生殖を意図的に切り離そうとするバトラーの応答は、次のように続く。

これは実際的な問題です。もしもあなたが二〇代後半か三〇代前半で、生物学的な理由で妊娠できなかったり、社会的な理由その他で妊娠を望まなかったとしたら、あなたのセックスを規定しようとする規範と闘わなければなりません。脱落意識とか敗北感、不毛感、女の資格がないといった感情をなくしていくには、あなたのまわりはかなり精力的な(そして政治的情報をもった)コミュニティが必要で、その人たちと一緒に集団で、支配的な規範を再考するための闘争をしなければならないのです。子供を育てるのに一役買いたい女が、子供を産むのに一役買いたくないと思ってなぜいけないのでしょうか。そのどちらにも関与したくないと思っている女が、脱落したとか女の資格がないと暗に感じさせられないでジェンダーを持続していることが、なぜできないのでしょうか。(Butler et. al. 1994=1996: 52)

バトラーのこの言葉は、子どもを産まない女性にとって、女性であることと妊娠可能性が結びつけられることがいかに暴力的なことであるか、そして両者の結びつきを解くことがいかに必要であるか、をよく言い表しているだろう。妊娠・出産・授乳する存在として期待され、呼びかけられること自体が暴力を含みうる。そうであるときに、アルコフのように、あるいは反トランスのフェミニストたちのように、実際には一つの理解に過ぎない生殖を女のセックスに結びつける言説を繰り返す。

返すこと、それ自体の暴力性に自覚的になり、両者の結びつきを解く方法を考えることは産まない女が生きられる空間を創出するための運動として必要だ。

2023年10月25日、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の3条1項4号規定の、生殖能力を持たないことを求める要件について、最高裁の大法廷が裁判官15人の全員一致で違憲とした。もちろんこれまでも、強制的な不妊化要件のもとでも、トランスやノンバイナリーは妊娠し出産してきたが、より生殖の主体として承認される未来が広がったと理解できるだろう。生殖の主体を女性のみに限定しないことが実際の課題として突きつけられている。そうした状況にあって、生殖とセックスの新たな接続のために語ることはできるだろうか。恐らく、バトラーが可能性を見た「女性と妊娠する人」という概念は一つの回路となるだろう。すなわち、トランスジェンダー男性やノンバイナリーなど、これまで周縁化されてきた人々の妊娠の経験を記述することで、妊娠概念を切り拓いていく可能性である。これは、上述のような生殖と女性を結びつけることの暴力に抵抗する意味でも効果的であると思われる。それは、生殖に関する暴力が性差別と密接に関わっており、未だ「女性」の手に生殖に関する権利が十分にあるとは言えないときに、暫定的に「女性」という言葉を用いる必要があるというだけではない。ある言葉に反対するために、その言葉の使用を禁じることは、結局「その言葉をその場所に固定して、その中傷力を温存」することになるため、使用を禁じるのではなく、注意深くその言葉を反復する中で「トラウマの残滓を取り去る」必要がある（Butler 1997 = 2004: 59-60）。同様に、生殖と結びつくかたちで女性を引き合いに出すことは暴力を伴うが、両者の結びつきを解くために、暫定的に女性に言及する必要がある。生殖について語る時に、女性と同時に「妊娠する人」という語が続くとき、それが単純なセックスと生殖を結びつける行為ではないことを、少なくとも女のセックスと生殖は等号で結びつけられるものではないことを、示す徴となるかもしれない。

（いがらし・まい 新潟県立大学国際地域学部講師）

【参考文献】

- Alcoff, Linda Martín (2012) "Gender and Reproduction", Stella Gonzalez-Arnal, Gill Jagger, and Kathleen Lennon eds., *Embodied Selves*, Palgrave Macmillan, pp.12-28.
- Butler, Judith (1997) *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, Routledge. (=2004『触発する言葉——言語・権力・行為体』竹村和子訳、岩波書店)
- (1999) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge. (=1999『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』竹村和子訳、青土社)
- (2004) *Undoing Gender*, Routledge.
- (2009) *Frames of War: When is Life Grievable?* Verso. (=2012『戦争の枠組——生はいつ嘆きうるものであるのか』清水晶子訳、筑摩書房)
- (2022) "What Clarence Thomas Said", *Verso*, Jun 27, 2022, <https://www.versobooks.com/blogs/5380-what-clarence-thomas-said>. (2023年12月6日閲覧)
- Butler, Judith, Peter Osborne and Lynne Segal (1994) "Gender as Performance: An Interview with Judith Butler", *Radical Philosophy*, 67, pp.32-39. (=1996「パフォーマンスとしてのジェンダー」竹村和子訳『批評空間 II期』(8), pp.48-63.)

- Butler, Judith, Víctor Conejo Abril, Oscar Quejido Alonso and Ana Velasco Lazáro (2018) “¿Philosophy Or Activism? : Interview with Judith Butler”, *Dorsal : Revista de Estudios Foucaultianos*, no. 4, pp.111-17.
- Ferber, Alona (2020) “Judith Butler on the Culture Wars, JK Rowling and Living in ‘Anti-Intellectual Times’”, *The New Statesman*, Sep 22, 2020, <https://www.newstatesman.com/long-reads/2020/09/judith-butler-culture-wars-jk-rowling-and-living-anti-intellectual-times>. (2023 年 12 月 6 日閲覧)
- (2022) “Judith Butler on Roe vs Wade, Trans Rights and the War on Education”, *The New Statesman*, Jul 21, 2021, <https://www.newstatesman.com/international-content/2022/07/judith-butler-ro-v-wade-more-dangerous-backlash>. (2023 年 12 月 6 日閲覧)
- Lempinen, Edward (2022) “Judith Butler : Insecurity and the Roots of Anti-Democratic Rage”, *My Sciences*, Jul 13, 2022, https://www.myscience.org/en/news/wire/judith_butler_insecurity_and_the_roots_of_anti_democratic_rage-2022-berkeley. (2023 年 12 月 6 日閲覧)
- Nussbaum, Martha C. (1999) “The Professor of Parody : The Hip Defeatism of Judith Butler”, *The New Republic*, Feb 22, 1999, <https://newrepublic.com/article/150687/professor-parody>. (2023 年 12 月 6 日閲覧)
- Pérez-Lanzac, Carmen (2022) “Judith Butler : Luchamos contra la dominación social, no contra los hombres y su anatomía”, *El País*, Abr 30, 2022, <https://elpais.com/ideas/2022-04-30/judith-butler-luchamos-contra-la-dominacion-social-no-contra-los-hombres-y-su-anatomia.html>. (2023 年 12 月 6 日 閲覧) (=2022「ジェンダーは、あらゆる場所に存在する——哲学者ジュディス・バトラー「フェミニズムは、男性と戦うことではない。社会支配と戦うのです」」『クーリエ・ジャポン』2022 年 6 月 10 日, <https://courrier.jp/news/archives/290474/>. (2023 年 12 月 30 日閲覧))
- Whitney, Spencer and Mina Kim (2022) “Roxane Gay and Judith Butler on Why ‘Pregnant People’ and Other Gender-Inclusive Language Matters”, *KQED*, Jul 28, 2022, <https://www.kqed.org/news/11920528/roxane-gay-and-judith-butler-on-why-pregnant-people-and-other-gender-inclusive-language-matters>. (2023 年 12 月 6 日閲覧)
- イケモト, C・リサ (2023) 「ロー判決以後のアメリカ合衆国におけるリプロダクティブ・ジャスティス (性・生殖・再生産をめぐる社会正義)」大室恵美訳『IGS Project Series』27, pp.1-26.
- エーデルマン, リー (2019) 「未来は子ども騙し——クィア理論, 非同一化, そして死の欲動」藤高和輝訳, 『思想』1141, pp.107-26.
- 萩野美穂 (2014) 『女のからだ——フェミニズム以後』岩波書店
- 北川東子 (2001) 「ドゥーデンの身体史と現代批判」『環』7, pp.57-61.
- 周司あきら, 高井ゆと里 (2023) 『トランスジェンダー入門』集英社
- ドゥーデン, バーバラ (2001) 「女性を「脱構築」で切り刻んではならない! ジュディス・バトラー批判と時代批判——身体史の視点から」北川東子訳, 『環』7, pp.44-56.
- バトラー, ジュディス (2021) 「日本語版への序文」佐藤嘉幸監訳, 竹村和子, 越智博美ほか訳『問題 = 物質となる身体——「セックス」の言説的境界について』以文社, pp.vii-xi. ^{マター}
- フェイ, ショーン (2022) 『トランスジェンダー問題——議論は正義のために』高井ゆと里訳, 清水晶子解説, 明石書店